

札幌市長 秋元克広様

2023年 9月 11日

「公開質問状回答に対する声明文」

北海道の罨問題を考える会

当会が令和5年7月18日に秋元克広札幌市長へ提出した公開質問状に対し、7月30日付で札幌市環境局環境都市推進部 環境共生担当課より回答をいただきましたことに、御礼申し上げます。

ヒグマが札幌市の市街地へ出てくるようになったのは2010年からですが、2023年の現在、いまだに市街地に出てくるのは札幌市の方策が見当違いだという証明です。

そして、究極の対策は、市街地やその他ヒグマが出てきては困る場所に、一時的でないし、恒久的に柵を設置すること、この一点です。その対策をせず、税金を使って不要な調査や研究を、なぜ、続けるのでしょうか。

いただいた回答を検討いたしましたが、以下の内容で承服いたしかねます。

質問1とその回答に関して

柵はただ闇雲に張るのではなく、ヒグマが出てきた場所を精査して特定し、一時的には電気柵を張り、恒久的に出てこないように「有刺鉄線柵」を張るべきです。札幌市が抱えているヒグマ問題は、ヒグマが市街地に出てくる事をいかに抑止するかと言う一点のはずです。

上記を実行しない限り、札幌市でのヒグマ騒動は解消されることはない事を肝に銘ずべきです。

「これまで果樹の食害があった畑の周囲への電気柵設置」をしてきたとのことですが、電気柵を設置した場所が正しいかを検証するためにも、出没防止柵を設置した場所を印す地形図の公表を要求いたします。また、今年に入って緊急的に柵を設置した件数と、これまで緊急的に設置した柵の件数の総計は何件でしょうか。ご回答ください。

なお、「母子が様子を見た後に山へ戻ろうとしていたところを人道的な対応をせず、檻罠をしかけ、射殺したのか」の質問に対し、倫理的観点からの回答をいただいております。なぜ、殺さない手法で市街地への出現抑止対策をするという人道的な対応ができず倫理観が欠如しているのか、それを明らかにして今後の人道的対策につなげるためにも、札幌市の「命に対する考え方」の公表を併せて要求いたします。

質問2とその回答に関して

「関係機関や専門家の助言を受けて、札幌市ヒグマ対策委員会で決定」されたとのことですが、自治体のあり方が問われるガバナンス重視時代、そして、動物の権利や動物の福祉が国際基準の時代に、檻の外から銃殺するという残虐な行為を正当化している「札幌市ヒグマ対策委員会」との現在の馴れ合いの関係性からは正しい道は導かれません。

既得権益とは関係のない真の専門家と第三者の機関で「札幌市ヒグマ対策委員会」を形成されることを要求いたします。

また、「人里周辺で暮らすヒグマは、人との軋轢を発生させないようにわきまえを持つヒグマと考えられます。わきまえを持つ母グマは子グマにそれを伝え、教育していることは間違いありません。しかし、専門家や大学教授は人里周辺のヒグマの駆除を推奨し、それを受けて札幌市では積極的な駆除を行っています。人里周辺のヒグマを駆除した結果、人里周辺のヒグマがいなくなるのでしょうか、あるいは駆除後に、他のヒグマが入りこんでくる可能性はないのでしょうか、詳しくご説明ください。

質問3とその回答に関して

「安全面等の点から、使用している誘引物については、お答えできません。」との回答をいただきましたが、ヒグマの安全を保つことができないほどの誘引物でしたら人間の健康にも有害であるということになります。

北海道立総合研究機構は、誘引物にクレオソートを使用していることを公表しておりますが、嗅覚が非常に敏感なヒグマに対し、札幌近郊や集落の自然界に存在しない誘引物質は探索行動を喚起し、本来のヒグマの行動を変え、その状況を「新世代ベアー」などと名付けているのは、声を上げられない当事者に対する暴挙です。札幌市が誘引物の詳細が公表できない本当の理由と根拠を示されることを要求いたします。何のために誘引物を使ってまでヒグマを寄せ集めなければならないのか、その理由を明示し、ご回答ください。

また、専門家や大学教授の推奨・指導によって札幌市が実施している「誘引物質」による 個体識別のためのビデオ撮影や体毛採取行為、また、有害性を判断

するための猶予期間は、出没しているヒグマを野放し状態で放置することであり、この猶予期間にヒグマが行動域を拡大したり、学習する余裕をヒグマに与えていると考えられ、その結果、人馴れヒグマ、すなわち「新世代ベアー」の出現を促す原因になっていると考えられます。札幌市としては上記のビデオ撮影・体毛採取・有害性判断という行為が、それぞれにヒグマの行動に猶予を与える行為と認識しているのかどうか、ご回答ください。加えて、この行為が人馴れヒグマ、すなわち「新世代ベアー」出現を促す原因になっていることを札幌市は認識しているのかどうか、ご回答ください。

質問4とその回答に関して

北海道立総合研究機構へ熊胆は提供されていないとのことですが、どこへいったのでしょうか。

道総研の研究者が所属し日本国内で熊胆の流通構想をしている「日本クマネットワーク」やその関係先へ提供されていないか、また、非常勤公務員の立場である捕獲員が私物化し地方公務員法、薬機法に違反していないかご確認いただき、ご回答ください。

質問5とその回答に関して

科学技術振興機構の調査報告書では、地方大学の研究費の獲得は大変厳しい状況のため、競争的資金の獲得問題、不正・モラル低下、使途の透明性の欠如が報告されています。

札幌市においては今回を含め現在まで、人とヒグマの命を守るための防除柵に本来使われるべき税金が、何頭ものヒグマを殺してヒグマのDNA調査の論文執筆に力を注ぐ研究者へ試料提供するという研究の一環に使われているのは、ガバナンス違反ではないでしょうか。

質問6とその回答に関して

内部資料として動画を撮影したものは、個人情報等が含まれるため報道機関をはじめ外部へは一切公表していないとのことですので、報道機関と繋がっている研究機関、研究者へも公表していないと解釈いたしました。

以前、視聴率を獲得したいメディアが同行していたのか後日画像を提供したのかは定かではありませんが、数回に渡ってメディアで檻に入っているヒグマを銃殺するシーンがテレビ番組内で流れておりました。

最近では動物を虐待する動画、学生が学内で毘部、狩部を立ち上げ、苦しんでいる動物の動画や遊び半分で解体を楽しむ動画、命との向き合い方を勘違いし自分達のやっていることは格好良いことだと言って亡骸とともに笑顔で写っている写真をSNSに投稿しています。これに教員が関わっていることもあり驚愕しております。

国連こどもの権利委員会は、子供たちが家庭や社会で動物への暴力を経験しないよう強く言及し、動物の権利を人間の権利まで高めたGC26（一般的意見）を採択したことを8月22日に公表しました。

子どもたちが暴力に晒されないよう、日本は締約国として義務があります。